

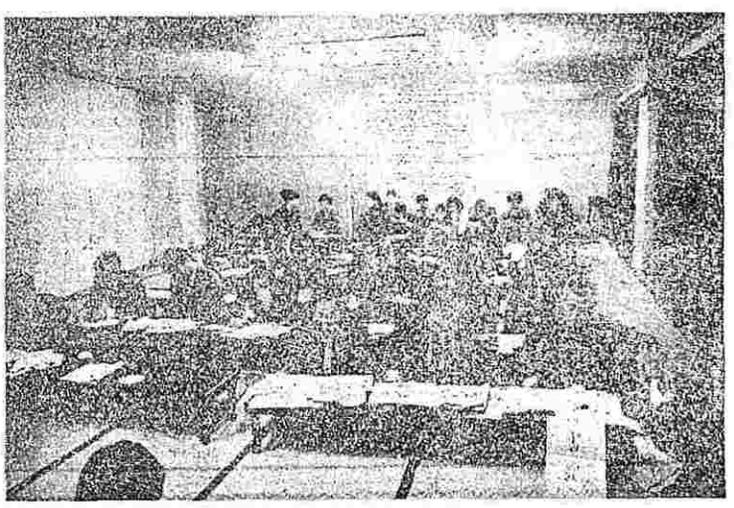
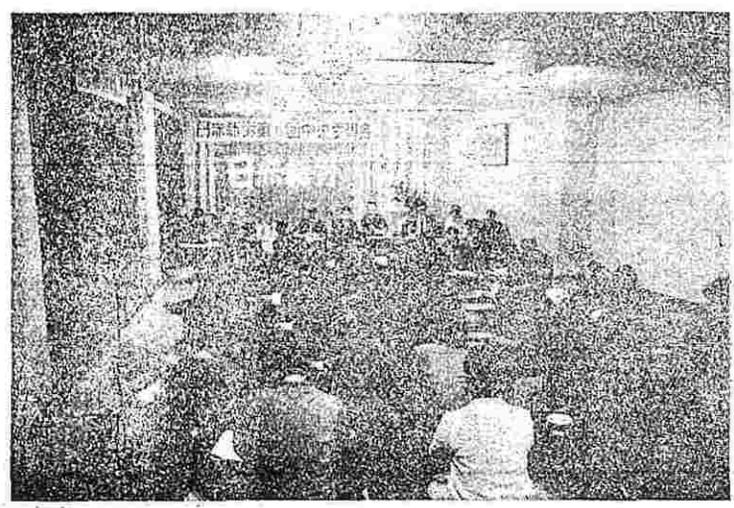
発行所 日本赤十字 新労働組合連合会 略称「日赤新労」 東京都港区西新橋3-14-5 Tel・東京434-7080 発行責任者 山景 勇

# 日赤新労ニユース

綱領  
1. 吾々は、社会正義に立脚した良識ある労働運動を通じて吾々の権利を守り、生活の安定と向上をはかる。  
2. 吾々は、常に暴力と強権を排し、自由にして明るい民主的発展を期す。  
3. 吾々は、赤十字の民主化と近代化を促進することによつて、その人道的任務の達成に寄与する。

## 第5回中央委員会開催

44.2.22~23日—於栃木県鬼怒川



### 昭和四十四年度運動方針案 及び予算案をささる

足利、大田原日赤単組の協力により、二月二十二日午後一時より栃木県景勝の地、鬼怒川温泉星のやホテルに於て、第五回中央委員会が開催された。本部役員の外、全国各単組より中央委員、オブザーバー等六十余名参集、熱心活潑な論議を展開し、執行部提案の昭和四十四年度運動方針案、予算案等を討議の結果、これに修正を加え、中央委員会としての案を作成、来るべき定期大会に附議することを決定した。

なお、次期大会の開催日時、場所等についても検討を行った。

経過概要次のとおり……

役員  
執行委員長 川島亮介  
副委員長 川出富治  
書記 長 山景 勇  
会計職務執行者 鈴木聖雄  
執行委員 川越 功  
同 吉村政一  
同 竹洞恵子  
中央委員(代理者を含む)  
大向広治(八戸日赤)  
柳田 剛(盛岡日赤)  
柳田 剛子(水戸日赤)  
松村 勝(足利日赤)  
柴山 定男(大田原日赤)  
高橋 松治(前橋日赤)  
小川 幸雄(中央病院)  
福田 康之(浜松日赤)  
山田 正(名一日赤)  
宮原 義彦(名一日赤)  
小瀬 勇(名一日赤)  
川崎 実二(大津日赤)  
定久 正夫(鳥取日赤)  
福永 貞雄(鳥取日赤)  
池上 和男(岡山日赤)  
青山 圭一(岡山日赤)  
鶴田 孝之(長崎原爆)  
石松 勝一(今津日赤)  
河合 勝年(愛知血銀)  
安田 文蔵(秋田支部)

一、開会  
二、資格審査、成立確認  
中央委員二十名中十六名出席し、成立確認(後二十名となる)  
三、議長選出、書記任命  
議長 松村 勝(足利日赤)

「組織部」 服部組織部長  
本期中の次々とおりオルグ活動及び内部強化、単組応援、話し合い等を実施した。  
大津日赤にポナナス斗争応援。  
長崎原爆病院との話し合い、福岡日赤にオルグ。今津日赤ポナナス斗争援助応援。芳賀、猿島日赤にオルグ。東京、三重支部、浜松日赤等へ挨拶した。

「一般経過報告」  
山景書記長より、昨年十二月の第四回中央委員会の後の主なる新労の歩みについて、プリントに基づいて詳細説明報告があった。

「教宣」 吉村教宣部長  
昨年九月学習会後行事としては行なっていないが、教宣のあり方等について掘り下げて検討し効果的に実施して行きたい。

「婦人部」 竹洞婦人部長  
第一回婦人部会以後の経過及び対本社交渉等における婦人部の活動状況について詳細な報告があった。

赤等の単組役員との話し合い  
「調査部」 川越調査部長  
年金制度について調査にあてはまる形のものにつき、年金教理に基き基礎資料の調査集計中である。

「前橋日赤」  
本年度ベア斗争に際し、新労は副期ともいへばベア斗争を行つたが、これに対する効果はあつたかと思ふか。  
「本 部」  
本社に対し反省を促したところ、新労の意気込みを示した等の効果はあつたと思ふ。

「渡部」 中央病院  
ベア十月実施はやむを得ないとしても、その後情勢の変化により、公務員給与は八月実施という取組決定から七月に、一月前進行したのに対し、日赤としてもこれに見合う措置に出るよう働きかけるべきでなかかつたか。  
「本 部」  
ベア十月実施というところは宛に角因交で要結したのであり、政府は政治的駆け引きにより取り引きを行つたが、新労としては期待薄と見越しかつて何等の措置もとらなかつた次第である。

「山田」 名一日赤  
技労協長に対する役付手当の改訂等が行われなかつたことに対し、何等かの手を打つたか。  
「本 部」  
一応の交渉はやつたが、本社とは職種に比較して、その複雑性がなかつたこと、その儘としたこととあり、他日協議の上組員合の納得するよう更に交渉を持たい。

「池上」 岡山日赤  
ベアに際し、職種によりアップ率

に差の大きいが目立つ、例えば医師などは組合がなくとも多額のアップがあつたことなど、組合員中には批判する者もあるのこの点考慮の必要あると思ふ。  
「本 部」  
職種によりアップ率に差のあることと、つまり人事院勧告とおりやつたことである。しかしあまりにも差の大きいということについては、交渉の方法等反省し検討の余地があるから、今後の課題として了承されたい。

「福水」 鳥取日赤  
かねての交渉事項である「忌服」の問題はどうなつていくのか。  
「本 部」  
配偶者忌服日数の問題は、既に新労とは要結したことは既報のとおりであるが、本社としては他の労働団体に批准を求めている段階なので、労働協約改訂まで至っていない。要結は本社労働団体との関係に移っている状況である。

「前橋日赤」  
組織部に質問するが、四国地方の情勢はその後どうなつていくのか。  
「本 部」  
高知日赤とは現在に於てもつながりがあり、機を見てオルグを行いたいと思つていく。  
「青山」 岡山日赤  
北海道、近畿地方の状況はどうなつていくのか。  
「本 部」  
組織拡大についてはその成果を考慮し、若干可能性のある箇所を重点的にオルグしている現状であり、北海道には足を踏み入れていない。北海道には、多額の経費を要することも考えられる次第である。近畿地方は種々複雑なる事情があり、情勢判断のト機を見て効果的に働きかけたいと思つていく。

「審 議」  
「昭和四十四年度運動方針案」  
第一日の半日を本問題につき込み慎重審議の結果、執行部作成の方針案を逐情的に検討し、修正の結果次のとおり、中央委員会案を決定した。  
◎昭和四十四年度運動方針案  
近世世界の労働状況は、時局を反映して流動的であり、かつ混濁としており、昭和四十四年度は日赤新労としても、試練の年となるであろう。吾々は日赤労働運動の完全刷新と、日赤の近代化を主柱として、組合員は勿論、全国の赤

十字に働く者の幸せに應ずるため本年は次の運動を推進せねばならない。  
① 正当なる賃金の獲得  
(人事院勧告の完全実施)  
昨秋の米価値上げを筆頭とする諸物価の高騰。そして本年四月に実施される国鉄運賃の値上げと吾々職員にとつて、日々の生活は維持するだけで一杯であり、改善引上げには程遠い現状である。日赤新労が結成以来賃金については公勤員給与体系に則り、まずこれを追いつき、追いつくこと目標を置いて運動を展開し、歩一歩ずつではあるが、一昨年までの差を縮め、昨年は他労働組合の早期妥結及び諸般の事情から、十月実施のやむなきに終つた公務員給与が現在の社会に於て決して恵まれていたとは云い難い。それは、追いつく日赤給与においては、その低さを今改めて強調するまでもない。  
本年こそ吾々は毅然たる態度で積極的に対処し、人事院勧告の完全実施を勝ちとらなくてはならぬ。  
(期末手当)  
期末手当については、給与要綱第三五の正しい運用を要求して来た新労の意が、漸く昨年末から実現し、本社通達で廃止された今日において、単組、中央委員、本部が三者一体となり、組織力を最大限に發揮して、要求貫徹に邁進せねばならぬ。そのためには交渉経過の早期連絡、機に應じて本部からの指導援助など、日赤新労全体の統一の強化をはかることとし、目標額を獲得せねばならぬ。  
(各施設間の給与アンバランス) 正)  
各施設間の給与の不均衡に対し昨年来より本社に是正の要求の交渉を推し進めているところであるが、これに對し九十一年間のヒズミの是正は一朝一夕にして出来るものでないこと、本社が云つてはいるが、これは放棄できる問題でない。本年度こそ各施設間の甚だしい格差を統一是正しなくてはならない。  
(最低賃金の引上げ)  
本社は先般変則的な一万八千円の最賃制を打ち出し、吾々として一歩前進と見做し、吾々としてこれに同意したが、決して満足できる額でないが、まず二万三千円の線までこれを引き上げ獲得を期す。

**(住宅手当の新設)**  
民間企業等にあつては着々改善されつつあり、日赤においても医師に対しては考慮が払われてゐる。これは医師のみでなく、全般的に解決されなければならない問題なので、住宅手当の新設を要求し、獲得するよう努めねばならぬ。

**(昇格基準の改善)**  
現行の昇格基準を全般的に改善すべきだが特に現在の昇格基準の規定には、准若並びに技能労働職に対する昇格基準の配慮がなされていないので、生活向上のためにもこれを改善しなければならぬ。

**(俸給調整停の支給)**  
人事院規則に基づき公務員に対し支給されている。調整停の獲得を交渉中であるが、本年度はこれを実現せしめるよう更に努力する。

**(退職一時金の是正)**  
昨年新労が作成した「退職年金制度の必要性」についても触れたとおり、現在の二十五年度で打ち切られてゐることは、全般的に見て合理的な退職金制度とは云えぬ。公務員の三十五年と比べ、年令における十年とけり差はそれだけその企業に貢献した貢献度を見ても十年は延長すべきであり、三十五年—七十月月を要求し、獲得すべきである。

**(看護婦確保手当の新設)**  
近時における医師不足は勿論、看護婦不足も吾々として認めざるを得ぬ現状である。しかもこの看護婦不足については経営者は、全国的に少ないのだから今のところ何とかもやむを得ないなどと云つてゐるが、それだからといって吾々としては手をこまねいてはゐる訳にはいかない。看護婦の不足からくる色々の悪影響、特に看護婦本人の健康上の問題等と重大であるので、待遇の向上を初めとし、業務内容の確立をはかり、雑用を排除するなど、諸種の労働条件の改善が急務と考へる。

よつて本年度は、看護婦確保手当の新設を要求し、これを表現せしめなくてはならぬ。

**(総合予算主義の採用)**  
予のベースアップを予想し、年度頭初めに之を見込んでの予算により所謂総合予算を編成しようとする体交渉の席上之を提案し、本社もその趣旨に賛成してゐるので、可及的速かに之が実現をはかり、安

定資金の確立を期すべきである。

**(内部の強化充実)**  
組合運動の成果は、まず内部の統一強化に待たなければならぬ。そのためには、各単組、本部間の意志疎通、融和をはかるのは勿論のこと、個人個人の組合員としての自覚を促し、強固なる組織網を作らねばならぬ。具体的方法として、中央委員金員を、組織、調査(年金調査委員を含む)、教育、資金対策委員会など、各種専門委員に充て、本部役員と一丸となり、重点的、効果的にその内部強化を計りたい。

**(拡大伸展)**  
又学習会は未組織施設或いは未加入単組を含め、初歩的な講習を行うと共に、別に幹部教育を中央委員会の実施することとする。文書活動として新労ニユースの中に「地方だより」の欄を設け、教宣委員が責任をもつて収集するよう企図してゐる。

特に本年度は、七十年安保闘争を目前に控え、学園紛争とも絡み、内外諸情勢は益々緊迫するものと考へられ過激分子による政治活動は一層熾烈化するものと観測されることとあり、日赤内にあつても政治闘争に専念する他の労働団体は、その一翼をなつて活躍することが充分推測される。

この間にあつては経済斗争第一義に立つ日赤新労は真に組合員及び全労赤十字職員の幸せのため、毅然たる態度をもつて、立ち上らなければならぬ。

**(年金制度の創設)**  
日赤新労が充足以来過去七十年間、年金制度の創設とその主目標の一つの柱として高く掲げ、趣旨並びに骨子案を提示して、本社と交渉を行つてきたが、多くの時間と労力を費しながら、現在なお具体的手がかりを掴まなまでに至つてない。その原因は何であるか、それは二つの理由があると思ふ。

即ち、その一つは、本社が必要性を認めながら、源資の面で不足可能を理由に努力を払わないこと。もう一つは吾々からも数字的根拠に基く具体案を示さなかつたことと原因であらう。

本年一周年金制度創設の資料を傘下各単組からの報告を基に検討した結果、日赤において年金制度の実現可能であることが明らかになつたので、これに基き具体案を作成し、今年度は之を確立せしめなくてはならない。

吾々の提案に対し、万一本社が自費の点で応じない場合は、新労主体において之を確立することも辞さない覚悟である。

**明るい職場の建設**  
吾々が朝から晩まで働く職場は愉快で明るく健康的な所であつてはならない。

暗い陰惨な職場など考へても堪えられない。

明るい職場を形成する要素、条件としては次のようなことが考へられるので、吾々は此の実現に向つて努力を払うべきである。

●職場の長が明朗で、信頼のおける人物であること。  
●(天下り人事による希望のない職場の長は排斥すべきである。  
●人員、設備が充実し、仕事にスムーズに運ぶこと。  
●働く者の当然の権利が、気兼ねなく実行できること。  
●(例えば特別休暇、年次有給休暇等が完全実施できること)  
●福利厚生面の完備していること(保育—託児所—休憩室、保養所の充実など)。

●看護婦獲得のPR運動推進)  
看護婦不足問題については、もとより経営者の責任であるので、施設をはじめ、対本社により強力な交渉を持ち、単組並びに本部一体となり之が解消に努めねばならぬ。

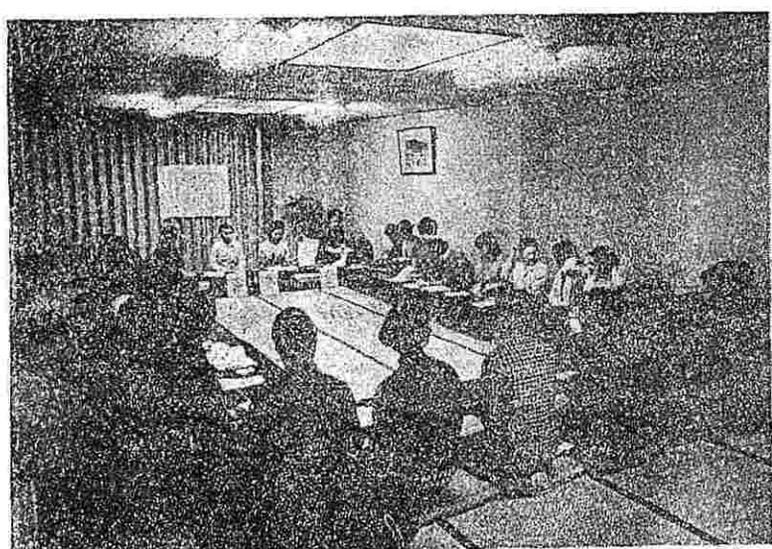
具体的方法としては(ポスターを作成し、社会にアピールすること、以上の方針案は、出席中央員オプザーバー等活潑な発言により、個々の意見内容の収録は之を省略した。

**昭和四十四年度 予算案**

本部提案の予算案について検討した結果、国鉄運賃の値上げその他諸物価上昇に伴う計費増を見込み約一割アップとして編成した。なお、前記の運動方針案については、別に大会資料として送付するが、各位においても予め検討せられたい。

**第 8 回**

**定期大会開催(日時場所)決まる**



日時 四月十一日午前九時より、十二日正午  
場所 愛知県渥美半島 伊良湖  
大会役員  
(役員は四月十日午後五時迄に宿舎に到着のこと)

議事運営委員  
二、四、六プロットより一名

役員監査委員  
各プロット一名

選挙管理委員  
各プロット一名

大会宣言文起草委員  
一、三、五プロット一名

議事確認者  
二 名

**本年度第二回婦人部 代表者会議開かる**

二月二十一日—二十二日  
於 栃木県塩谷郡鬼怒川

春とは名のみ寒風、肌を刺す様な二月二十一、二日の両日に亘り、全国から参集された代表者及傍聴者、約三十名で熱心な討議が交され、盛況裡に終了した。此の度は先の第一回会議で多数の希望もあり、時間的に考慮された結果、和やかな中にも活発な意見の交換がなされた。

日程に基き、司会は副部長の吉田京子氏(盛岡単組)が行い、議長には地元足利日赤の前原美智子氏が選ばれ、議運の裁きの良さは流石と感服する程、スムーズに進行された。書記は本部の夏井氏。

自己紹介を兼ねての五分間スピーチが次の項目においてなされた。(1)単組名及職種、(2)病院の最近のニュース、(3)組合(本部)に望む事、(4)婦人労働者の自覚について、(5)その他。

議題に入り、本年度の活動状況"についての反省をすると共に、"新年度の活動方針案"について検討された事項が決定された。

**新年度活動方針**  
一、組織の拡大強化  
○婦人部の交流をはかり活動を充実して行く

○未加盟単組への呼びかけをする

二、託児施設の設置と充実に努める

○本部より本社へ積極的な働きかけをし病院より援助する様に運動する

三、婦人労働者の権利を守る

○有給休暇の完全獲得(年次特別生休含む)

○複数夜勤八日制の確立

○産休の賃金カットについて

○産後の夜勤免除は最低六ヶ月とする

四、看護婦の不足対策について

○労働条件の改善(退職者を防ぐ、新採用者に対する魅力)

○看護婦確保手当

○看護業務内容の確立

○看護部内の民主化

○社会に対するPRをする(個人及経営者がパンフレット配布テレビ・ラヂオを通じてPRする様に働きかける)

以上一

※◎は本部提案又は団交継続事項である。